

令和 6 年度前橋市セカンドキャリア就農支援事業補助金交付要項
令和 6 年 6 月 26 日から適用
令和 6 年 10 月 17 日改正

取扱担当課
前橋市役所農政課（7 階） 電話 027-898-6708（直通）
027-224-1111（内線 3708）
電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	定年退職や早期退職等により第 2 の人生として農業を営む方に対し、必要な農業用機械等の購入に要する費用を補助し、新たに就農しやすい環境の整備を図ります。
内容	補助対象者 この事業の対象となる方は、次の全ての条件に該当する前橋市在住の農業者です。 1 過去 3 年度以内（令和 3 年度以降）に開業届を提出した個人経営体であること。 2 開業届提出日時点で 55 歳以上 69 歳以下であること。 3 市内農地の所有権または利用権を有すること。 ※ただし、家族・親族が所有する農地で営農する場合は、所有者の確認を行うことでこれを満たすこととします。 4 主として農産物を生産し、販売農家を目指すもの。 5 認定農業者および認定新規就農者でないこと。 6 過去 3 年度以内（令和 3 年度以降）に以下の事業を利用していないこと。 (1) 本事業 (2) 前橋市担い手支援事業（新規就農者支援事業） (3) 前橋市がんばる高齢農家営農継続支援事業 7 事業終了後 5 年以上、市内での営農継続が見込まれること。 8 市税を滞納していないこと。 9 次に掲げる暴力団排除に関する要件の全ての事項に該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与

	するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。														
交付の対象となる事業及び経費	1 補助の対象となる農業用機械等が、自然的な立地条件又は労働条件等により記載の性能を下回る場合は、効率的かつ効果的に利用されるものとします。 2 補助の対象とする農業用機械等の中古品は、安全性及び利用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数の残存期間が原則としておおむね2年以上のものとなります。 <table border="1"> <tr> <th>補助対象機械</th><th>性能・規格等</th></tr> <tr> <td>トラクター</td><td>13PS以上</td></tr> <tr> <td>トラクター用アタッチメント</td><td>上記トラクターに対応する規格とし、その性能を十分に発揮させ、作業効率の向上が見込める附属機械 (トラクターと同時購入に限る)</td></tr> <tr> <td>野菜等定植機</td><td>野菜等の苗の定植時において、作業効率を高める機械</td></tr> <tr> <td>野菜等収穫機</td><td>野菜等、収穫時の省力化に効果を発揮する機械</td></tr> <tr> <td>野菜、花等選別機</td><td>収穫後の野菜、花及び果実等の選別を効率的に行うための機械</td></tr> <tr> <td>上記以外の機械</td><td>新規就農者が導入することにより、耕作規模の拡大及び作業効率の向上を図ることが確実と見込まれる機械 トラック等汎用性の高い機械並びに消耗品は除く</td></tr> </table>	補助対象機械	性能・規格等	トラクター	13PS以上	トラクター用アタッチメント	上記トラクターに対応する規格とし、その性能を十分に発揮させ、作業効率の向上が見込める附属機械 (トラクターと同時購入に限る)	野菜等定植機	野菜等の苗の定植時において、作業効率を高める機械	野菜等収穫機	野菜等、収穫時の省力化に効果を発揮する機械	野菜、花等選別機	収穫後の野菜、花及び果実等の選別を効率的に行うための機械	上記以外の機械	新規就農者が導入することにより、耕作規模の拡大及び作業効率の向上を図ることが確実と見込まれる機械 トラック等汎用性の高い機械並びに消耗品は除く
補助対象機械	性能・規格等														
トラクター	13PS以上														
トラクター用アタッチメント	上記トラクターに対応する規格とし、その性能を十分に発揮させ、作業効率の向上が見込める附属機械 (トラクターと同時購入に限る)														
野菜等定植機	野菜等の苗の定植時において、作業効率を高める機械														
野菜等収穫機	野菜等、収穫時の省力化に効果を発揮する機械														
野菜、花等選別機	収穫後の野菜、花及び果実等の選別を効率的に行うための機械														
上記以外の機械	新規就農者が導入することにより、耕作規模の拡大及び作業効率の向上を図ることが確実と見込まれる機械 トラック等汎用性の高い機械並びに消耗品は除く														
交付金額	1 交付金額 2,000,000円以内 2 補助率 対象経費の3/10以内(千円未満端数切捨て) 3 補助上限額 200,000円 但し、中古品については、各補助対象品の法定耐用年数のうちの残存期間が2年以上あるものについては、その減価償却残額(その残存期間を法定耐用年数で除した値を、各補助対象品の新規購入価格に、乗じて得た金額)に、実購入額と減価償却残額との差額に2分の1を乗じて得た額を加えた金額に10分の3を乗じた金額を補助上限額とします。 2年未満のものについては、残存期間を2年とし、減価償却残														

	額（各補助対象品の新規購入価格に、残存期間を法定耐用年数で除した値を、乗じて得た金額）に、実購入額と減価償却残額との差額に2分の1を乗じて得た額を加えた金額に10分の3を乗じた金額を補助上限額とします。
交付条件	1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査等に 応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書 類、帳簿等を常備し、当該設備に補助事業名を明記（シールや 転写のデカール等）した上で事業終了後、農業用機械等の耐用 年数の期間保存し、提出を求められた場合はこれに応じなけ ればなりません。 3 補助対象者は、補助金を補助対象事業以外の用途に使用したと き、又は事業の全部若しくは一部を実施しなかったときは、当 該額を返還しなければなりません。 4 補助対象者は補助事業により取得した財産又は効用の増加した 財産（以下財産という）の耐用年数に相当する期間を経過する 前に処分しようとする場合は、あらかじめ財産処分協議書を提 出し承認を受けなければなりません。 5 補助対象者は、財産の処分のための市長の承認を得るためには 財産の残存簿価（未償却残高）に補助率を乗じて得た額を返還 しなければなりません。ただし、次の場合にはその限りではあ りません。 (1) 市内の農業者への無償譲渡、無償貸付け、交換が行われる場 合 (2) 有償譲渡または有償貸付けした額が補助事業における自己負 担額以下であり、かつ事業の悪化等による事業の継続が困難 であると認められた場合 6 補助対象者は、この補助事業にかかる財産管理台帳を事業完了 年次の翌年度から、農業用機械等の耐用年数の期間保存してく ださい。 7 補助対象者は、提出を求められた場合は、事業主体が導入した 農業用機械等について利用状況報告書により、その利用状況の 報告をしなければなりません。 8 補助対象者は、補助事業により取得した機械、施設等を善良な る管理者の注意義務をもって管理してください。 9 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規 則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条 件を遵守し、事業を行わなければなりません。 10 補助対象者及びその構成員が、課税事業者（消費税法（昭和6 3年法律108号）第9条第1項の規定により消費税を納める 義務が免除されている事業者以外のもの）である場合は、補助 金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費 税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により、仕入

		れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額した額を申請していただき、その内容を審査し、適当と認めたときは交付するものとします。 開業して2年目までの者については消費税の課税区分についての届出書の添付書類は不要とします。ただし、開業して3年目の免税事業者及び簡易課税事業者については、指定の書類を提出してください。書類の提出がない場合は、課税事業者と同様に当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を減額して申請し、その額を交付するものとします。 なお、交付決定後、消費税の申告により、消費税仕入控除される額が交付決定の際に除外した仕入控除税額を下回っても、補助金の交付額は変更しないものとします。 11 補助対象者は、市税を滞納していないこととします。
交付申請の手続等	交付申請の方法、時期等	1 補助金の交付を受けようとする場合は、申請期間内に次の書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。押印を省略した場合、電子メールによる提出も可能となります（実績報告、請求も同様です）。 ※押印省略の場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じて電話等で確認を行うことがあります。 (1) 交付申請書兼誓約書 (2) 添付書類 ア 事業計画書 イ 収支予算書 ウ 3者以上の見積書の写し（有効期限内のもの） ※ただし、入札を行う場合は1者の見積書でも可。 エ 仕様書（カタログ等） オ 開業届の写し カ 税の申告書又は農業収入が確認できる書類の写し ※開業1年目の場合は不要とします。 キ 完納証明書（発行から3か月以内のもの） ※前橋市が市税の納付状況調査を行うことに同意する場合は不要とします。 ク 消費税の課税区分についての届出書 ケ その他参考となる書類 2 申請期間 令和6年7月18日（木）～令和7年2月28日（金） 3 事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。 概算払を受けようとする場合は、概算払を必要とする理由、時期及び金額等を具体的に記載した概算払いを必要とする理由書を添付してください。
	交付決定の	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以

時期等	内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、補助金交付決定通知書により通知します。 なお、交付予定額の合計が今年度予算額を上回る場合には、事業を終了します。
対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手續	補助対象者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。 1 補助対象事業費の増額変更又は30%を超える減額変更をしようとする場合 2 補助事業の内容の変更（補助事業の目的及び効果に影響しない軽微の変更を除く）をしようとする場合 3 事業主体の変更をしようとする場合 4 補助事業を新設、中止、又は廃止しようとする場合 5 施工箇所、設置箇所又は実施箇所の変更をしようとする場合 6 事業量の30%を超える変更をしようとする場合 7 補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合
変更等承認決定の時期等	変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、変更等承認通知書により通知します。
事業完了の報告	1 補助対象者は、事業完了後速やかに、完了の報告をしてください。 2 上記の報告に基づき、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを実地にて検査します。
実績報告書の提出等	1 事業が完了した日から30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。 (1) 実績報告書 (2) 添付書類 - ア 事業実績書 - イ 収支決算書 - ウ 契約書の写し - エ 納品書の写し - オ 領収書の写し又は支払いを証明できる書類 - カ 事業実施写真 - キ その他参考となる書類 2 上記実績報告書類の内容を審査し、適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

請求の方法、支払時期等	1 交付決定後、概算払により請求する場合は、次の書類により請求してください。 (1) 補助金概算払請求書 ア 概算払を必要とする理由書（収支状況書等） イ その他市長が必要と定める書類 理由書の内容を審査し、概算払をする額等を決定します。 なお、実績報告書の提出後、補助金額が確定しますので、補助金が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。 2 概算払いによらずに請求する場合は、実績報告書を提出し、補助金の額が確定した後、次の書類により請求してください。 (1) 補助金精算書兼交付請求書 (2) 添付書類（その他参考となる書類） 3 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。 2 上記の規定は、補助金の額が確定した後においても適用されます。 3 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。なお、(3)に該当する場合には速やかに消費税仕入控除額報告書を提出してください。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額 (3) 消費税等を補助対象とし補助金の交付を受けたあとに、申告等により補助対象外となることが明らかになった場合、対象外経費となる消費税等に係る補助金相当額部分の金額

様式	申請書等の様式	1 交付申請書兼誓約書（様式第 1 号） 2 事業計画（実績）書（様式第 2 号） 3 収支予算（決算）書（様式第 3 号） 4 交付決定通知書（様式第 4 号） 5 変更等承認申請書（様式第 5 号） 6 変更等承認通知書（様式第 6 号） 7 消費税等仕入控除税額報告書（様式第 7 号） 8 実績報告書（様式第 8 号） 9 補助金額確定通知書（様式第 9 号） 10 補助金概算払請求書（様式第 10 号） 11 補助金精算書兼交付請求書（様式第 11 号） 12 消費税の課税区分についての届出書（様式第 12 号） 13 財産処分協議書（様式第 13 号） 14 財産処分承認通知書（様式第 14 号）
----	---------	--